

名誉師範の称号に関する訓令を次のように定める

昭和44年3月12日

三重県警察本部長 川井 昌吉

名誉師範の称号に関する訓令

改正 昭54県本部訓令第8号、平6第14号

第1条 三重県警察の柔道または剣道の師範として勤務し、かつ、三重県警察の職員でなくなった者で、これらの警察術科の術技および運用について、特に功績があり、一般の模範になると認められる者に対しては、警察本部長が、三重県警察名誉師範（以下「名誉師範」という。）の称号を授与することができる。

第2条 前条の名誉師範を選考するため、警察本部に名誉師範選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 委員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部警務課長、警務部教養課長、警務部監察官室長及び警察学校長

第3条 名誉師範の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 人格、識見ともにすぐれ、一般の模範になると認められる者
- (2) 柔道または剣道の普及振興について特に功績があった者
- (3) 賞詞以上の表彰を受けた者

第4条 所属長は、名誉師範の選考基準に該当する者がいると認めるときは、次の事項を具備した名誉師範の称号授与上申書を警察本部長に提出するものとする。

- (1) 柔道または剣道普及振興に寄与した業績の概要
- (2) 履歴書、身上および勤務成績に関する書類の写
- (3) その他参考となる事項

第5条 名誉師範の称号を授与された者が、禁こ以上の刑に処せられたとき、または名誉師範にふさわしくない言動または非行があったときは、選考委員会の審議を経てその称号を喪失させることができるものとする。

第6条 名誉師範の辞令は、別記様式のとおりとする。

附 則 〔昭和54年4月2日 三重県警察本部訓令第8号〕

この訓令は、昭和54年4月2日から適用する。

附 則 〔平成6年10月1日 三重県警察本部訓令第14号抄〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(別記様式省略)